

# 資源ごみを搬出される皆様へ

## 《とみか資源ごみスタンプ事業の注意事項》

### 1. 事業内容

毎月2回実施しています資源ごみ収集日に資源ごみを出していただくと、その場でスタンプカードにスタンプを1個押印し、10個たまると町商工会加盟店で使用できる500円券を交付します。500円券交付までの流れは、次のとおりです。

- ① 参加希望者はスタンプカードを産業環境課窓口、又は資源ごみ収集場で受け取ります。
- ② 各収集会場に資源ごみを出して、資源ごみ収集立会者（シルバー人材センター）からスタンプカードにスタンプを押してもらいます。
- ③ スタンプカードが10個たまりましたら、スタンプカードを産業環境課窓口に提出し、500円券を受け取ります。

※スタンプカードの有効期限は設けません。ただし、事業終了を決定した場合には、有効期限を設けます。

※1人で複数のカードを持っている場合は、産業環境課で確認して統合することができます。

2. **参加資格** 本事業は町内在住者を対象とし、スタンプカードは1世帯1枚ご利用できます。

### 3. スタンプ押印の対象となる資源ごみ

- ・毎月2回、日曜日に収集しています資源ごみです。資源ごみの種類や分け方、出し方は、富加町ホームページ、又は各世帯に配布しています「くらしのカレンダー」をご確認ください。
- ・資源ごみの量、種類（ペットボトル、食品トレイ、紙パック、プラスチック製容器包装、紙製容器包装のいずれか）は問いません。
- ・スタンプはその日の収集日につき、1個までとします。同日に2個以上のスタンプがあった場合は、1個のスタンプのみ有効とします。

### 4. スタンプカード配布場所と提出場所

配布場所：産業環境課、各資源ごみ収集場      提出場所：産業環境課

### 5. 500円券の使用可能店舗

- ・使用可能店舗は、富加町商工会加盟店の中から本事業に参加いただける店舗のみです。

**使用可能店舗については、後日お知らせします。**

- ・500円券が使用できないものは、換金性の高いもの（切手、プリペイドカード等）、たばこ、宝くじ、租税公課、現金(換金)、**富加町指定ごみ袋**です。
- ・500円券の有効期限は設けません。ただし、事業終了を決定した場合には、有効期限を設けます。

6. **お問い合わせ先** 富加町産業環境課 TEL0574-54-2113